

青森県動物愛護管理推進計画



平成20年3月

青 森 県

< 目 次 >

	ページ
はじめに	1
第 1 動物愛護管理推進計画策定の考え方	2
1 動物愛護管理推進計画策定の趣旨	2
2 計画期間	2
3 計画の公表	2
4 計画の点検及び見直し	2
第 2 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針	3
1 動物の愛護及び管理に関する活動の推進	3
2 総合的、体系的なアプローチ	3
3 協働関係の構築等	3
4 動物愛護センターを拠点とした総合的な施策の推進	4
第 3 青森県の動物行政における現状と課題	5
1 犬の咬傷事故、犬・ねこに係る苦情等	5
2 犬・ねこの返還、譲渡頭数	6
3 犬の狂犬病予防注射接種率の低下	7
4 動物由来感染症の発生	7
5 動物取扱業の状況	8
第 4 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項	9
1 犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の向上	9
2 巡回指導等の強化	9
3 繁殖制限措置の推進	9
4 所有者明示の推進	10
5 犬の返還の推進	10
6 犬・ねこの引取頭数の減少及び譲渡の推進	10
7 動物取扱業者に対する監視指導の強化	11

8	特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）の飼養者に対する指導	1 1
9	飼い主のいないねこ等に対する取組み	1 1
10	動物由来感染症対策の調査研究	1 1
11	県民意識の調査	1 2
12	引取頭数等の目標	1 2
第5	動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項	1 3
1	飼い主のモラル向上を図る施策	1 3
2	動物愛護週間関連行事等の実施	1 3
3	学校等における動物愛護思想の普及啓発	1 3
4	産業動物及び実験動物等の適正な取扱いの普及啓発	1 3
第6	動物の愛護及び管理に関する施策を実施するための必要な体制の整備に関する事項	1 5
1	関係団体等との体制整備	1 5
2	市町村との連携	1 5
3	学校等教育機関との連携	1 5
4	動物愛護団体との連携	1 5
5	ボランティアの指導・育成	1 6
6	動物取扱業者の社会的役割と責任	1 6
7	災害時対策	1 6
8	県民への情報発信	1 7
参考資料		
	用語集	1 9

はじめに

人間社会における飼養動物は、これまで狩猟用、番犬用等の使役動物のひとつとして関わりを持ってきましたが、社会環境の変化や、ライフスタイルの多様化等の時勢の潮流から、愛玩動物、伴侶動物としての関わりをいっそう深めるようになってきました。

本県においても、近年、少子高齢化、核家族化社会が急速に進むにつれて、愛玩動物は、その多くが家族の一員、伴侶として位置付けられるようになりました。

また、人間形成の基礎が培われる子ども達にとって、動物は、それとのふれあいを通して、思いやりのある個性豊かな感性を育む上で大きな役割を果たします。

一方、昨今、動物の飼養に関して、動物の習性や適正な飼養管理の知識不足から、動物を飼い続けることができなくなったり、糞尿や鳴き声等の迷惑行為で近隣とトラブルを起こしてしまったりする事例等はあとを絶たず、社会問題化してきています。

このため、県民が動物愛護管理についての正しい認識を持ち、動物が人の生命や財産を侵害することのないよう適切に管理されることにより、人と動物が共生できる社会の実現が求められています。

本県では、平成11年12月に将来の動物愛護管理行政の方向性を定めた「青森県動物愛護センター(仮称)基本構想」を策定し、これを踏まえ、平成18年4月に動物愛護管理行政を担う拠点として「青森県動物愛護センター」を設置し、各種施策を展開してきたところです。

このような中、平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)が一部改正され、各都道府県が、動物愛護管理行政を長期的な見地から計画的に推進するため、環境大臣が策定する基本指針に即して動物愛護管理推進計画を定めることとする措置が設けられました。

「青森県動物愛護管理推進計画」は、同基本指針に則るとともに、「青森県動物愛護管理推進計画検討委員会」を設置の上その意見を踏まえて、今後の青森県における動物愛護管理行政の目指すべき目標、その手段及び体系的実施方法等を明らかにしたものです。

県は、関係機関と連携し、「青森県動物愛護管理推進計画」に基づいて動物愛護管理行政を計画的かつ着実に推進し、人と動物が共生し、健やかで安心して暮らせる社会の実現を目指します。

平成20年3月

青 森 県

第1 動物愛護管理推進計画策定の考え方

1 動物愛護管理推進計画策定の趣旨

本県においては、少子高齢化の進展等に伴い、愛玩動物が伴侶動物等として位置付けられてきている中で、動物の不適正飼養に関する問題等が顕在化してきており、県民が動物の愛護及び管理について正しい認識を持って適切に管理されることにより人と動物が共生できる社会の実現が求められています。

このような観点から、青森県動物愛護管理推進計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「動物愛護管理法」という。）第6条第1項に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成18年10月31日環境省告示第140号）（以下「基本指針」という。）に則り青森県が取り組む計画として策定します。

2 計画期間

本計画の期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10カ年間とします。

3 計画の公表

本計画を県内各市町村、関係機関、関係団体等に通知するとともに、県ホームページに掲載すること等により広く県民に対して周知します。

4 計画の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の推進を図るため、定期的に本計画の達成状況を点検し、施策に反映させることとします。

また、本計画については、基本指針の改定等に合わせ、10年計画の途中である概ね5年目及びその他必要があると認められるときに見直しを行います。

第2 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

1 動物の愛護及び管理に関する活動の推進

動物の愛護の基本は、命あるものの尊厳を守ることであり、命ある動物に対して優しい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難です。

また、動物の管理について、その所有者等は、動物を所有し、又は占有する者として社会的責任を十分に自覚して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければなりません。

これらの動物の愛護及び管理に関する基本的理念は、広く県民の間における共通した理解の形成がなければ、県民に浸透されず、その実現が図り難いと思われま

す。このため、動物の愛護及び管理に関する活動は、多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる各種施策を、学校、地域、家庭等において展開していきます。

2 総合的、体系的なアプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物等幅広く、施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等と広範囲にわたっています。

また、動物の愛護及び管理に関する問題は、県民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるという性質を有しており、原因と結果が複雑に絡み合っ

て施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い状況です。このため、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていく必要があることから、長期的視点から総合的かつ体系的に、各種施策に取り組んでいきます。

3 協働関係の構築等

動物の愛護及び管理に関する事務を円滑かつ効果的に進めるためには、動物の愛護及び管理に関係している者の幅広い協力を得ながら、施策の展開を図っていく必要があります。

また、これを支えるための基盤整備も重要です。

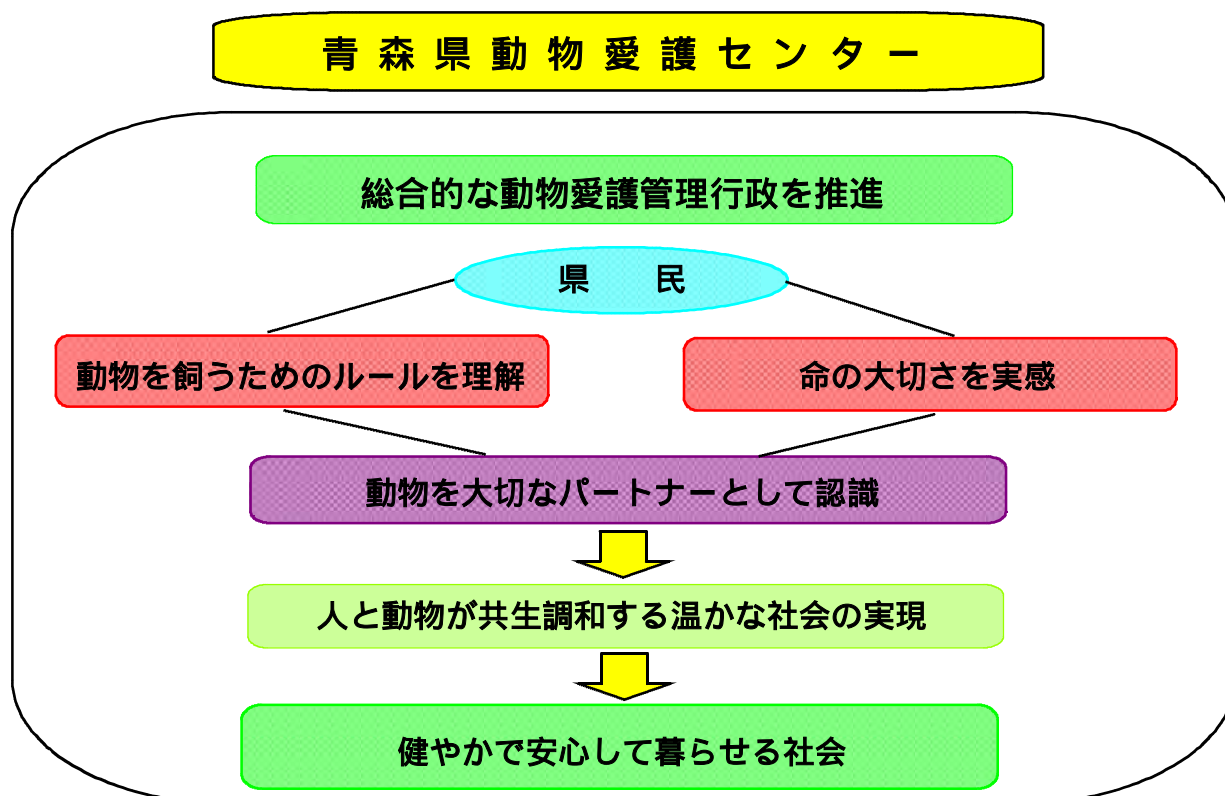
このため、国、各市町村、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、学術研究団体、調査研究機関、動物の飼養者等の役割分担のもとに、動物の愛護及び管理に関する関係団体等のネットワークづくりや基盤整備を進めていきます。

4 動物愛護センターを拠点とした総合的な施策の推進

本県では、動物愛護思想の啓発、適正飼養の指導の強化、福祉施策への動物の活用等、将来の動物愛護管理行政の方向性を定めた動物愛護センター(仮称)基本構想を平成11年12月に策定しました。

この基本構想に基づき、平成18年4月には、本県における動物の愛護及び管理に関する業務を総合的に担う行政機関の拠点として、青森県動物愛護センター(以下「センター」という。)を設置したところです。

センターは、従来各保健所が行っていた犬・ねこに係る相談、苦情処理、引取り犬・ねこの譲渡及び処分や、狂犬病予防対策等に関する業務に加えて、新たに動物とのふれあい活動、アニマルセラピー(動物介在活動(AAA: Animal Assisted Activity))及び動物由来感染症の調査研究等、動物の愛護に関する普及啓発等の業務を行っています。今後も動物愛護及び管理に係る各種施策を展開していく上で、センターが拠点としての役割を果たすよう位置付けていきます。



第3 青森県の動物行政における現状と課題

1 犬の咬傷事故、犬・ねこに係る苦情等

本県においては、犬・ねこに係る苦情等が増加しており、毎年、犬による咬傷事故も多発しています。(表1、2参照)

苦情の多くは、野犬・野良ねこ、犬の放し飼い、吠え声・鳴き声によるもの、公有地・私有地等の汚損などで、その原因は、犬・ねこに対するしつけの不徹底、周囲に対する配慮不足、社会的マナーの欠如の他、安易な飼養により終生飼養することができなくなった動物や繁殖制限措置をせずに増えてしまった動物の遺棄等によるものと考えられ、依然として多くの飼養者において、動物の適正飼養に関する理解が不足しているという傾向が覗えます。

また、クマやサル等の特定動物の不適正な飼養事例も多く見受けられます。

表1 犬・ねこ等による苦情等件数

年度	苦情件数	咬傷事故件数
18	1,925	47
17	1,659	66
16	1,483	66
15	1,583	72
14	2,129	58

(注：青森市を含む。以下、表2～9同様)

表2 犬・ねこ等による主な苦情内訳

年度	野犬 野良ねこ	吠え声 鳴き声	放し飼い	係留不適	公有地・私 有地等汚損	その他	合計
18	1,297	97	251	27	43	210	1,925
17	922	71	215	17	80	354	1,659
16	902	89	256	25	73	138	1,483
15	876	86	267	38	85	231	1,583
14	1,352	108	299	74	102	194	2,129

表3 特定動物の飼養許可頭数

(平成19年8月末現在)

箇所数	頭数	おながざる科	てながざる科	くま科
20	124	103	1	20

2 犬・ねこの返還、譲渡頭数

犬の捕獲頭数及び犬・ねこの引取頭数、年々減少しているものの依然として高い水準にあります。一方、犬・ねこの返還頭数及び譲渡頭数は予想以上に増えておらず、致死処分頭数は依然として多い状況にあります。(表4、表5、表6、表7参照)

表4 犬の捕獲等頭数

年度	犬の捕獲等	
	捕獲頭数	返還頭数
18	1,134	145
17	1,243	217
16	1,408	215
15	1,634	201
14	1,781	169

表5 犬・ねこ等の引取等頭数

年度	引取頭数		収容頭数		引取・収容返還頭数	
	犬	ねこ	犬	ねこ	犬	ねこ
18	752	1,186	172	444	40	2
17	834	1,567	152	535	15	3
16	978	1,896	92	406	30	1
15	919	1,926	95	424	6	0
14	1,061	2,290	61	299	7	9

表6 犬・ねこの譲渡頭数

年度	犬	ねこ
18	106	18
17	378	115
16	353	133
15	389	125
14	368	36

表7 犬・ねこの致死処分頭数

年度	犬	ねこ
18	1,752	1,596
17	1,650	1,995
16	1,808	2,144
15	2,052	2,225
14	2,366	2,553

3 犬の狂犬病予防注射接種率の低下

アジア地域をはじめ海外においては依然として狂犬病が発生しており、最近においても海外渡航者が、渡航先で犬に咬まれ狂犬病に感染し、帰国後に発症して死亡した事例がありました。

海外との交流が頻繁である今日、常に国内への狂犬病の侵入の可能性があります。

我が国においては、狂犬病の発生防止に努めてきたことにより昭和32年以降は狂犬病が発生していませんが、近年、狂犬病予防に関する意識が薄れ、本県における登録された犬の狂犬病予防注射接種率は、概ね75%前後で推移しています。(表8参照)

なお、全国の犬登録頭数とペットフード工業会の調査による犬飼育頭数(飼育所帯率から推計される犬飼育頭数)には大きな開きがあり、本県においても同様と考えると、犬の狂犬病予防注射接種率はかなり低くなると推測されます。

表8 犬の登録状況

年度	登録頭数	注射頭数	接種率(%)
18	82,736	61,758	74.6
17	82,656	61,946	74.9
16	84,124	62,966	74.8
15	83,579	63,236	75.7
14	83,553	64,132	76.8

4 動物由来感染症の発生

狂犬病のみならず、サルモネラや病原性大腸菌、エキノコックス等の動物由来感染

症はペット等を介して人に感染することがあります。

本県では、平成19年にオウム病を発症した事例がありましたが、今後、高病原性鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群（SARS）等の動物由来感染症の発生も懸念されます。

5 動物取扱業の状況

本県においては、動物取扱業登録総数のうち、動物販売がほぼ半数を占めています。

（表9参照）

動物販売業者は、動物を提供するという役割を担うほかに、飼い主に動物の習性や特性、適正飼養に関する説明等を行う必要があります。法令で義務付けられています。

これは、中途での飼養放棄や動物の健康阻害、近隣への迷惑、人への危害及び動物の遺棄・虐待等につながるおそれのある無理解な飼養等を未然に防止するために必要なものであり、確実に実施されなければなりません。

また、無登録業者や一部業者による不適正な動物の取扱いにより、ペット販売のトラブルや感染症の発生も懸念されることから、動物取扱業者には、法令の遵守等の徹底が求められています。

表9 動物取扱業の登録状況

（平成19年8月末現在）

総業者数	登録総数	販売	保管	貸出し	訓練	展示
236	294	144	102	2	27	19

第4 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

1 犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の向上

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）において、犬の所有者には、その犬の登録を行うこと、及びその犬に狂犬病予防注射を年1回受けさせることが義務付けられています。

市町村や県獣医師会等の関係機関と連携し、犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の向上を図る施策を検討するとともに、広報紙やラジオ等を利用し、県民に犬の登録や狂犬病予防注射の必要性及び義務であることの周知、啓発を行います。

2 巡回指導等の強化

動物愛護管理法においては、人と動物が共生する社会を目指し、動物を適正に取り扱うことが基本原則とされ、また、動物の遺棄・虐待の防止、動物による人の生命、身体及び財産への侵害の防止等、動物の所有者等の責務等が定められています。

青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年12月青森県条例第81号。以下「動物愛護管理条例」という。）においては、ふんやその他の汚物、毛、羽根等の後始末、無駄吠えの防止、係留等、動物の飼い主の遵守事項が定められています。

しかしながら、現状では、犬・ねこ等、特に家庭で飼養している動物に関する苦情が多いことから、動物愛護管理法と動物愛護管理条例に規定する飼い主の遵守事項等の徹底を促すとともに、動物愛護思想の普及啓発を図るため、巡回指導及び広報活動を強化します。

また、飼養者のみならず県民からの動物に関する相談に対応できる指導者の育成を図ります。

3 繁殖制限措置の推進

望まれない繁殖を抑制するため、飼養者に対して不妊・去勢手術等繁殖制限措置を推奨する他、動物販売業者に対しては、販売時に動物の繁殖制限措置の必要性等を飼養者に説明する責任を果たすよう指導していきます。

また、センターが犬・ねこを譲渡する際は、新しい飼い主に対して繁殖制限措置を

とることを推奨していきます。

4 所有者明示の推進

犬の飼養者（所有者）に対しては、鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着が義務付けであることの指導・啓発を行います。

また、犬を含めた動物の飼養者（所有者）に対しては、その所有者が明らかとなる名札等やマイクロチップの装着を推進するとともに、センターに配備しているマイクロチップリーダーを活用して動物の遺棄の防止及び逸走時における飼養者（所有者）の迅速な判明及び返還を図ります。

特にセンターにおいて動物を譲渡する場合には、新しい飼い主に対して、マイクロチップの装着について強力的に指導します。

5 犬の返還の推進

捕獲、抑留、収容された犬について、狂犬病予防法に基づく市町村への通知及び動物愛護管理条例に基づく公示を行うとともに、センターのホームページにこれらの犬の情報を掲載します。

また、この他の情報提供方法について研究し、飼養者（所有者）への返還を促進します。

6 犬・ねこの引取頭数の減少及び譲渡の推進

犬・ねこの引取りを求める者に対しては、動物が命あるものであることに鑑み、「命」の大切さを啓発するとともに、終生飼養すること、又は、動物愛護団体等への相談等、動物に生存の機会を与えるよう指導します。

子犬・子ねこの引取りを求める者に対しては、飼養する犬やねこの繁殖制限措置の指導を行います。

また、犬・ねこの譲渡については、センターでの譲渡のみならず、出張譲渡会の開催などにより推進します。

7 動物取扱業者に対する監視指導の強化

動物取扱業者に対し、標識等の掲示、販売時における動物の特性及び状態等に関する事前説明の実施等、動物愛護管理法により義務付けられたことについての周知徹底を図ります。

また、動物に苦痛を与えない飼養環境の確保、衛生保持、周辺的生活環境の保全、逸走防止対策等の確認など、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成18年1月環境省告示）の遵守状況や動物の虐待・遺棄の防止について、定期的に立入調査を実施します。

8 特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）の飼養者に対する指導

県内におけるクマ、サルなどの特定動物の飼養施設に対し、定期的に立入調査を実施します。また、必要に応じて、動物愛護管理法に基づき、飼養者に対する措置命令を行うなど、特定動物の逸走による事故や動物の虐待・遺棄の未然防止を図ります。

9 飼い主のいないねこ等に対する取組み

地域に住み着いている飼い主のいないねこによる苦情等が多いことから、町内会や動物愛護団体と連携し、犬・ねこの適正飼養のための講習会の開催（飼いねこの室内飼育や避妊・去勢手術の推奨、個体識別を行うための標識の装着等）、パンフレットの配布、動物愛護団体の協力による地域に迷惑をかけない範囲でのねこの世話など、その対策を協議・助言します。

10 動物由来感染症対策の調査研究

動物を家族の一員として飼ったり、動物とのふれあいを求める傾向が増加していることから、動物が持つ病気が人へ感染する心配があります。そこで、動物の感染の実態について調査研究し、県民に対して正しい知識と予防方法等の情報を提供します。

11 県民意識の調査

動物の適正飼養及び保管を図るための施策を展開するにあたっては、県民や飼い主における動物の適正飼養等に関する正しい理解や意識がなくては、その実現が困難であり、無意味なものになってしまいます。このため各種施策を展開するにあたっては、あらかじめ飼養者等の考え方や現状等を把握することが重要であることから、動物の飼養及び保管等についてのアンケート調査等を行い、各種施策の展開の方向性を探ります。

12 引取頭数等の目標

各種施策等を実施することにより、本県における平成29年度の犬・ねこの引取頭数は、平成18年度の半減となるよう取り組みます。

また、致死処分頭数は、平成18年度に対して、犬については約30%の減少、ねこについては約40%の減少となるよう取り組みます。

表10 10年後の目標

項目	犬		ねこ	
	引取頭数	致死処分頭数	引取頭数	致死処分頭数
基準値(平成18年度)	752	1,752	1,186	1,596
目標	50%の減少	30%の減少	50%の減少	40%の減少
目標値	376	1,227	593	958

第5 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

1 飼い主のモラル向上を図る施策

センターでは、飼養者（所有者）又は譲渡希望者等を対象に、しつけ方教室を毎年度四半期に1回以上開催し、適正飼養及び管理の啓発を図ります。

また、動物の愛護や管理についての正しい認識を持ち、将来を担う子供たちが命の大切さを実感できるよう、ふれあい教室を毎年度開催します。

2 動物愛護週間関連行事等の実施

動物愛護管理法第4条に規定される動物愛護週間には、動物ふれあいフェスティバルを開催し、県民（特に子供）が動物とふれあい、「命」の大切さを学ぶ機会をつくれます。

また、各種イベントの開催など様々な機会を通じ、動物を遺棄したり虐待をすることが犯罪であることについて周知を図り、動物の愛護や管理についての正しい認識を啓発します。

3 学校等における動物愛護思想の普及啓発

将来を担う子供達が、その心が育まれる時期に「命」の大切さを学ぶ機会をできるだけ多く持つことができるよう、学校、幼稚園、保育所等を訪問し、動物とのふれあいを通して動物愛護思想の普及啓発を行います。

4 産業動物及び実験動物等の適正な取扱いの普及啓発

（1）畜産業者等への普及啓発

本県のと畜検査頭数及び食鳥検査頭数は、毎年、全国の上位に位置し、牛、馬、豚、鶏等の産業動物の飼養が多いことから、関係機関と協力の上、適正飼養や虐待の防止等、産業動物の飼養及び保管に関する基準について普及啓発を行います。

(2) 実験動物施設に対する普及啓発

県内には、医学、薬学、獣医学系大学や研究機関等、実験動物を保有する施設があることから、動物愛護管理法や狂犬病予防法等の関係法令、実験動物の取扱いの基本的な考え方である「3Rの原則」(代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement)並びに、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準等について、周知及び普及啓発を行います。

第6 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するための必要な体制の整備に関する事項

1 関係団体等との体制整備

各種施策を展開する上で、国、各市町村、警察、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、学術研究団体、調査研究機関、動物の飼養者等の役割分担が重要です。これら関係団体等との会議、研修等を通じ、ネットワーク等の体制整備を図ります。

2 市町村との連携

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射については、市町村長が行う事務であることから、市町村との担当者会議等において定期的に情報交換を行います。

また、市町村には、獣医師等動物に関する知識を有する専門職員が少ないため、市町村が行う動物に関する業務について、助言・協力等を行うとともに、必要に応じ、県が行う動物愛護管理に関する施策の実施にあたり、協力を要請します。

3 学校等教育機関との連携

「命」の大切さの啓発については、子供の頃からの教育が重要であるため、学校等における授業等に、動物愛護思想の啓発を取り入れられるよう関係機関に要請します。

4 動物愛護団体との連携

県民から犬やねこの引取りを求められた場合には、新たな飼い主が見つかるよう動物愛護団体へ相談することを勧めます。

また、センターで健康管理が終了し譲渡できる動物の一時預かりについて、動物愛護団体と連携してボランティアを募集します。

動物愛護フェスティバル等の動物愛護思想の啓発等については、動物愛護団体等と協力・連携して、県民運動を推進していきます。

5 ボランティアの指導・育成

県が実施する動物ふれあい活動、譲渡会及び動物愛護フェスティバル等の施策への参加についてボランティアを募り、これらへの参加について協力を求めます。

また、ボランティアに対しては、動物の習性・生理をよく理解していただけるよう、事業を通じた指導・育成を行います。

6 動物取扱業者の社会的役割と責任

動物取扱業者は、取り扱う動物の特性等を熟知していることから、販売時等における説明責任や、周囲環境等の公衆衛生の維持はもちろんのこと、動物愛護に配慮した飼養等を実施する必要があります。

動物取扱業者は、積極的に講習会等に参加して法令や動物愛護精神等の必要な知識を習得し、飼養者（所有者）としての模範となる社会的役割を担っています。

動物取扱業者に対しては、定期的な立ち入り等を通じ、社会的役割と責任について啓発します。

また、動物の習性を十分理解し、動物の健康及び安全に配慮するよう、動物取扱業者に対する指導を行います。

7 災害時対策

地震や台風等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物等の逸走対策等について、以下のとおり措置を講ずるとともに、体制を構築します。

(1) 動物の適正飼養

動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する必要な助言指導等を行います。

(2) 特定動物等の逸走対策

災害時に特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察、市町村等と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行います。

(3) 動物由来感染症予防上必要な措置

動物由来感染症を予防するため、情報提供及び負傷動物（野生動物を除く）の保

護を行います。

(4) 応援協力関係

災害時対策の実施にあたり、関係機関に対して積極的な協力を要請します。

8 県民への情報発信

(1) 動物由来感染症に関する調査研究

センターに収容される犬やねこ等について、動物由来感染症に関する調査及び研究の推進を図り、県民に対して、情報提供を行います。

(2) ホームページの充実

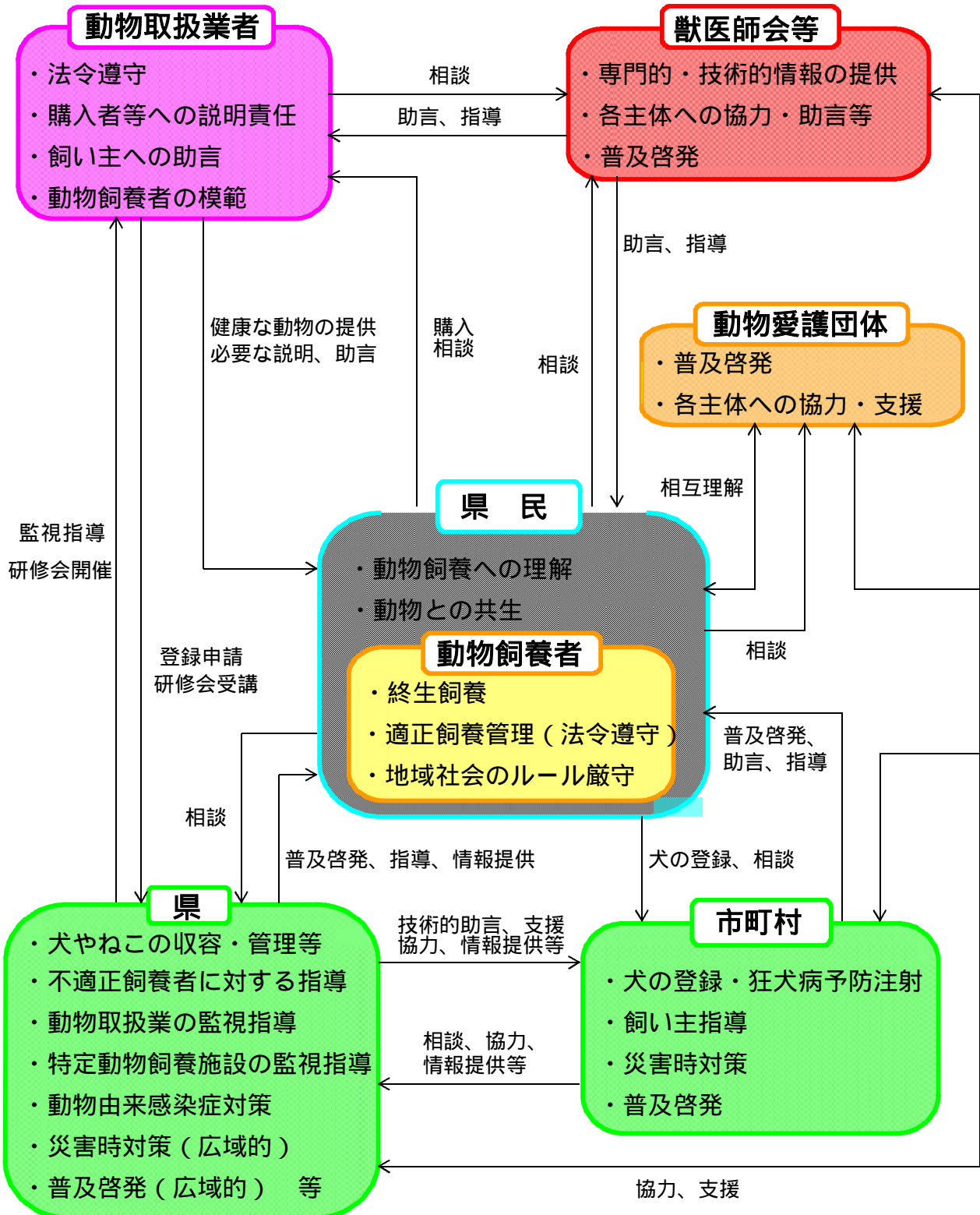
センターのホームページを活用し、捕獲・抑留された犬の情報を掲載し、飼養者（所有者）への返還を促進するとともに、譲渡可能な動物の情報を掲載し、新たな飼い主を求めます。

また、動物の愛護及び管理に関する情報（実績、調査結果等）、しつけ方等各種講習会、イベント等の開催案内等を掲載し、県民に情報提供を行います。

(3) 各広報等の活用

動物の愛護及び管理に関する情報、しつけ方等各種講習会、イベント等の開催案内等を県の広報等を活用し、啓発及び情報提供を推進します。

各主体の役割と関係



用語集

アニマルセラピー(動物介在活動 (AAA : Animal Assisted Activity))

動物と接することによる癒し効果、人の生活の質の向上、教育等を目的として実施される動物とのふれあい活動のこと。

引取り

飼い主のやむを得ない事情により飼えなくなった犬・ねこ等を動物愛護センター等で引き取ること。

収容

道路、公園、広場等公共の場所において、病気、負傷、死亡した犬・ねこ等を動物愛護センター等で保護すること。

譲渡

動物愛護センターに引取り又は収容された犬・ねこ等を、新たな飼い主に譲ること。

返還

センターに捕獲・収容された犬・ねこ等が、飼い主のところに帰ること。

マイクロチップ

2mm × 12mm程度の生体適合ガラスで覆われた円筒形の電子標識器具であり、15桁の数字が電子データとして書き込まれている。専用の挿入器(使い捨てタイプ)で動物の皮下に注入し、専用の読取機(リーダー)でデータを読み取る。

マイクロチップリーダー

マイクロチップのデータを体外から読み取る機器。

動物愛護週間

動物愛護管理法において、「ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため」設けられた期間であり、9月20日から9月26日までとなっている。

動物取扱業

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等を業として行うことをいう。動物愛護管理法の規定により動物取扱業を営もうとする者は、知事（動物愛護センターが窓口）の登録を受けなければならない。

特定動物

クマ、ニホンザル、ライオン、ワニ等、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物として、動物愛護管理法で規定された動物。特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、知事の許可（動物愛護センターが窓口）を受けなければならない。

動物由来感染症

動物から人へうつる感染症のこと。

エキノコックス症

エキノコックスという寄生虫によって引き起こされる感染症の一つである。キタキツネやイヌ等の糞に混じったエキノコックスの卵が何らかの機会でも人の口に入ると、主として肝臓に重篤な障害を引き起こす。日本では北海道を中心としてみられる病気である。

オウム病

オウム病クラミジアという微生物によって起こる感染症である。オウム等鳥類全般に感染し、人は主に感染している鳥類の唾液や糞便等排泄物の吸入により感染し、まれに口移しの給餌や噛まれて感染することもある。人ではインフルエンザ様症状を示し、肺炎や気管支炎などの呼吸器疾患を起こす場合がある。

狂犬病

主に狂犬病ウイルスに感染した動物に咬まれることで感染し、人も動物も発症するとほぼ100%死亡する。狂犬病は日本、英国、オーストラリア、ニュージーランドなどの一部の国々を除いて、全世界に分布する。

高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、七面鳥の感染症である。近年、高病原性鳥インフルエンザが鳥から人に感染する事例が報告され、ウイルスの変異等により、人から人へ感染する新型インフルエンザの発生が危惧されている。

サルモネラ症

サルモネラを原因菌とする感染症で、通常、サルモネラに汚染された食品を食べることにより胃腸炎症状の食中毒を引き起す。また、動物との接触を通じて感染し発症する場合がある。

重症急性呼吸器症候群（SARS）

SARSコロナウイルスを原因とする新しく発見された感染症で、2003年に世界中で大きな問題となった。SARSを発症している人や、SARSコロナウイルスとの密接な接触後、急な発熱、咳、息切れ、呼吸困難などインフルエンザのような症状がみられる。また、市場、調理のため、野生動物と接触した人たちの血液を調査した結果から、一部の動物との密接な接触による感染の可能性も否定できないと報告されている。

病原性大腸菌

大腸菌は人や動物の腸にも多く存在する細菌であり、ほとんどのものは無害であるが、一部に人の腸管に感染して下痢などを起こすものがあり、これらを総称して病原性大腸菌と呼んでいる。